

規則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「学校職員」を「職員」に改める。

第十四条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条第一項の規定を適用する。